

われが、今日ここでこの事件を想起して、どういふ刺戟をうけつつあるであらうか、また、將來の人々がどう考へるであらうか。——そういふところに、この事件の價值があるのであります。

松陰先生は、自分の行動を決行するとき、いつも現在のことよりは、むしろ後世の影響を大きくみてゐたのであります。「後世、これを何と言はん」といつも云つたのであります。

しかし、この事件は、吉田松陰と金子重輔の二人が捕へられたばかりでなく、松陰先生の恩師、佐久間象山が同時に捕へられた。佐久間象山はすでに、はやくから開國論者でありまして、外國人が日本に来て貿易をする前に、日本から外國に乗り出して行くべきであるといふ論をしてをるのであります。この開國論は松陰の下田踏海と關連するものがあつて、前に云ふように松陰先生が、誰よりもさきにこの踏海の相談をしたのは、象山であつたことでもわかるのであります。そして、象山先生はかれを激勵した詩まで與へてゐるのであります。

環海何ぞ茫々たる。五州自ら隣たり。

周流して形勢を究めば 一見百聞に超す。

こういふ詩であります。つまり「百聞一見にしかず」といふ意味でありますから、「行つてこい」といふことになるのであります。そのため幕府は、象山を背後の人として師弟を同時に捕へたのであります。

ところが、佐久間象山は松陰の隣室に捕へられて來たのだが、師弟相隔つる壁一重であるのに、お互に會談の機會も與へられず、やがて、東西に訣れ去らなければならなかつたのであります。この當時の松陰の心情は、かれの手紙に綿々として現はれてをりますが、それは略します。長州に歸つて後も、木戸孝允に書を寄せて、象山先生の罪なきことを述べ「象山先生は天下の士なり、今にしてこれを用ひざれば、天下それを何とや云はん」と云つてゐるのであります。そして、この師弟の入獄は、ますますかれらの交友を密にし、松陰の生涯を通じて「吾師」と呼ばれたのは佐久間象山だけであつたのであります。

## 五

吉田松陰の教育については、一般に「松下村塾」の純眞な師弟一丸の勉學に現はれてゐるし、また、そこから多數の明治維新の功勞者を出したことが何よりも雄辯に、その功績を物語つてゐる。しかし、松陰先生の「松下村塾」における教育は、極めて短期間であつた。この短期教育で、人間を陶冶する力が、どれだけ強かつたにしてもそれを餘り高く買つてよいものかどうか、ここには教育に携はつてゐる人々が幾人かをられると思ふが、僅に二年かそこらの教育によつて、教育的効果があげられるものかどうか疑はしいものだが松陰先生の教育——むしろ感化といふのが適切かも知れない——は決して村塾だけの教育ではなかつたので

あります。そのことは、松陰先生が最後まで、かれの周囲の人達に對して與へた手紙によつてわかるのであります。その手紙の数の多かつたこと、その手紙の内容が、どういふ場合にも常に教育的であつたこと、殊に弟子達に對しては倦むことなく何事かを教へてゐたこと。だから、弟子も先生の手紙に對しては、これを個人的のものとせず、各自にその手紙を寫して、これを教訓として所持してゐるといふ風であります。だから村塾の教育は短かい期間であつても、弟子に對しては、かなり長い期間に亘つて教育をしてゐたといふことが云はれると思ふのであります。野村靖の如きは松陰を決して普通の人間のように考へてゐなかつた。「神様」だと云つてゐる。また、實際に今日においては神様になつて「松陰神社」といふものができてゐるのですから、神様にちがひないのであります。

吉田松陰の性格は、外面は温順であつたし、また、自分もそうすることに努めてゐたようですが、内的にはなかなか強さをもつてゐた、口を閉ぢた噴火山のようなものであつたから、精神的にはいつも火を抱いてゐたのであります。だから一朝機會があると、忽ちそれは爆裂するのであります。かれは常に爆薬を抱いた人でありました。さういふ激しさが、全く性格の異つたように見える山鹿素行や佐久間象山のような人と共通した性格に通ずるものであつたのです。また、そこに、かれが周囲の人々に及ぼした感化力の強さといふものもあつたと考へられるのであります。

そして、また松陰の感化力の強さは、その教育に現はれたばかりでなく、かれの弟子の多くは、松陰の書風を模倣したことでもわかるのであります。松陰に何か日常の癖のようなものでもあれば、その癖まで松陰は眞似られた人であらうと思ふのであります。

松陰先生の感化力といふものはさういふ風になかなか強かつた。例の「至誠にして動かさざるものは未だこれあらざるなり」といふ言葉をそのまま信奉してゐたのでありますから、弟子に對しても常にこの信條を忘れなかつたのであります。

ですが、松陰先生自身も非常に先進者の感化をよくうけた人であります。たとへば前に述べたように二百年も前の人であつた山鹿素行の日本的性格を強くうけてゐる。そして郷土的に村田清風。これは山田含章齋（亦介）を通じて攘夷的思想が根強くはいつてゐるのであります。そして、更に佐久間象山の進歩的思想であります。この攘夷思想と開國的進歩主義は一種の矛盾のようにもみえるのですが、吉田松陰はかなり最後まで攘夷を捨てなかつた。夷狄が日本に来ることが氣に喰はなかつたのであります。だからペリーが貿易を申込んだことも、貿易官を日本に駐在せしむることを日本を冒瀆するものとし、日本を外國の奴隷たらしめることだと言つて憤慨したのであります。これは國際思想の發達しなかつた前のことですから、さう考へるのも仕方になかつたことですが、これははやく村田清風からうけた感化であつたと思ふのであります。しか

し、最後には開國論にまで發展したことは、幽囚録にも書いてある通りであります。これは云ふまでもなく佐久間象山の感化であります。そこに多少の矛盾はありましたが、日本が鎖國を國法としてゐるのに、これを解放せよといふのは、わが國に對する非禮である、禮を知らないものは禽獸にひとしい。異夷禮を知らずといふのが松陰先生の攘夷論であります。

## 六

さて、これから「松陰先生の最後の場面」について簡単に申上げて、この話しを終わりますが、松陰先生が江戸の傳馬町獄で刑死したのは安政六年十月二十七日、先生三十歳であります。これよりさき、先生は間部詮勝要撃を企てて長州の野山獄につながれてをりましたが、五月二十五日には、江戸に護送せられることになつたのであります。このときは、護送せられる理由は全くわからなかつたのですが、こういふときは死を覺悟するのが山鹿素行先生からの武士の心得であります。だから、このときも、師弟の訣別をし、弟子の杉浦松洞といふ畫家が松陰先生の肖像を幾枚か描き残し、松陰先生もそれに自賛をしたのであります。（口繪参照）そして幕府に出て「至誠」を吐露し、かれらを説得しようといふ念願をたてたのであります。

そして江戸に送られたのですが、取調べの容子では、どうしても死罪にせられるほどのこともないので、一時は松陰先生も、この分では重くて流罪になる位のものであらうと思つてをつた。このことはしばしば弟子に與へた手紙にさう書いてをる。ところが、京都で間部詮勝（老中）を要撃しようとしたことを松陰自ら告白したので、そのことが重罪に問はれる材料になつてしまつた。十月七日には頼三樹三郎と橋本左内が刑死せられた。（梅田雲濱はそれまでに獄死してゐた）これを知つた松陰先生ははじめていよいよ死の覺悟をしなければならぬことを知つたのであります。そこで十月二十日には獄中で永訣書をつくり、また、二十六日には有名な留魂録を書いたのであります。そして、その終りに書きつけたのが有名な歌であります。

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬともとどめ置かまし大和魂

よびだしの聲まつほかに今の世にまつべきものはなかりけるかな

この二首の歌がかきつけてあります。一切のことはこれで終つたといふのであります。そして、獄吏の呼び出しの來るのを待つてゐたのですが、二十七日の朝はやくその待つてゐた呼び出しが來た。そこで、松陰先生はつぎの歌をかきつけた。

このほどに思ひさだめし出立は今日きく聲ぞうれしかりける

そして奉行所で死罪が宣告せられて、すぐに刑死されたが、刑死の場所といふのは、日本橋の小傳馬町、

いまそこに十思學校が建つて、松陰先生の記念碑が建てられてゐるのだが、そこがもと傳馬獄の死刑場であつた。大きな柳があつて、その下で斬られた。そのときも、松陰先生は、非常に元氣で、大聲で詩を吟じながら、刑場に行つたといふことである。

われ今國のために死す。死して君と親とにそむかず。

悠々たり天地のこと。鑑照明神にあり。

そして、形のように最後の遺言があれば——と聽かれたが、一切は終つた、何も言ふべきことはない。鼻紙を二三枚貰ひたい。武士が鼻汁を流して斬られては醜いから、——と云つて鼻汁をかんだといふことである。そういふことが依田學海翁の日記に書いてあるのであります。そして千住の小塚原で非公式に桂小五郎（孝允）や伊藤利助（博文）に渡されて埋葬されたが、その後にもまた、幕府から取りこはされたこともある。松陰の刑については、幕府の閣老間にも、諸説があつて、死に一等を減じ、長期の遠島を申しつけるといふ説もあつたのだが、井伊大老が獨斷で死罪にしたといはれてゐるのである。しかし、これは決していいことではなかつた。（大笑）

かくの如くにして、吉田松陰の三十歳の生涯は終つたのでありますが、その後千住から世田ヶ谷に改葬されたのであります。改葬のことについても話して置きたいのですが今日はこれだけにして置きます。（拍手）

— 附 録 —

士規七則解説

士規七則 (原文)

披繙冊子、嘉言如林、躍々迫人、願人不讀、  
即讀、不行、苟讀而行之、則雖千萬世、不  
可得盡、噫、復何言、雖然、有所知矣、不  
能不言、人之至情也、古人言諸古、今我言諸  
今、亦詎傷焉、作士規七則、

一、凡生爲人、宜知人所異於禽獸、蓋人有五  
倫、而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝  
爲本、

讀み方

冊子を披繙すれば、嘉言林の如く、躍々として  
人に迫る。願ふに人讀まず。即讀むとも行はず。  
苟に讀みて之を行はば、即ち千萬世と雖も得て  
盡すべからず。噫復何をか言はむ。然りと雖も  
知る所あり、言はざること能はざるは人の至情  
なり。古人はこれを古に言ひ、今、我これを今  
に言ふ、亦詎ぞ傷らむ。士規七則を作る。

一、凡生れて人たれば、宜しく人の禽獸に異なる所  
以を知るべし。蓋し人には五倫あり、而して君  
臣父子を最大なりと爲す。故に人の人たる所以  
は忠孝を本と爲す。

一、凡生<sup>ニ</sup>皇國<sup>一</sup>、宜<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>吾所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>尊<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>宇内<sup>一</sup>、蓋<sup>シ</sup>皇朝  
萬葉一統、邦國士夫世襲<sup>ニ</sup>祿位<sup>一</sup>、人君養<sup>レ</sup>民、以  
續<sup>ニ</sup>祖業<sup>一</sup>、臣民忠<sup>レ</sup>君、以繼<sup>ニ</sup>父志<sup>一</sup>、君臣一體、忠  
孝一致、唯吾國爲<sup>レ</sup>然、

一、士道、莫<sup>レ</sup>大<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>義、義因<sup>レ</sup>勇行、勇因<sup>レ</sup>義長、

一、士行、以<sup>ニ</sup>質實不<sup>レ</sup>欺爲<sup>レ</sup>要、以<sup>ニ</sup>巧詐文<sup>レ</sup>過爲<sup>レ</sup>耻、  
光明正大皆由<sup>レ</sup>是出、

一、人不<sup>レ</sup>通<sup>ニ</sup>古今、不<sup>レ</sup>師<sup>ニ</sup>聖賢、則鄙夫而已、讀<sup>レ</sup>書  
尙友、君子之事也、

一、成<sup>レ</sup>德達<sup>レ</sup>材、師恩友益居<sup>レ</sup>多焉、故君子慎<sup>ニ</sup>交游<sup>一</sup>、

一、死而後已四字、言簡而義該、堅忍果決、確乎不<sup>レ</sup>  
可<sup>レ</sup>拔者、舍<sup>レ</sup>是無<sup>レ</sup>術也、

右士規七則、約爲<sup>ニ</sup>三端<sup>一</sup>、曰、立<sup>レ</sup>志以爲<sup>ニ</sup>萬事之  
源<sup>一</sup>、擇<sup>レ</sup>交以輔<sup>ニ</sup>仁義之行<sup>一</sup>、讀<sup>レ</sup>書以稽<sup>ニ</sup>聖賢之訓<sup>一</sup>、  
士苟有<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>於此<sup>一</sup>、亦可<sup>ニ</sup>以爲<sup>ニ</sup>成人<sup>一</sup>矣、

二十一回猛士手録

一、凡<sup>ヒ</sup>皇國<sup>ニ</sup>に生れては、宜<sup>ク</sup>しく吾<sup>ガ</sup>が宇内<sup>ニ</sup>に尊<sup>キ</sup>き所  
以<sup>テ</sup>を知るべし。蓋<sup>シ</sup>皇朝<sup>ハ</sup>は萬葉<sup>一</sup>一統<sup>ニ</sup>にして、邦  
國<sup>ノ</sup>の士夫<sup>ハ</sup>世祿<sup>位</sup>を襲<sup>グ</sup>。人君<sup>ハ</sup>民<sup>ヲ</sup>を養<sup>ヒ</sup>て祖業<sup>ヲ</sup>を  
續<sup>ギ</sup>たまひ、臣民<sup>ハ</sup>君<sup>ニ</sup>に忠<sup>シ</sup>して父志<sup>ヲ</sup>を繼<sup>グ</sup>。君臣<sup>ハ</sup>  
一體<sup>ニ</sup>忠孝<sup>一</sup>一致<sup>ナル</sup>は、唯<sup>ニ</sup>吾<sup>ガ</sup>國<sup>一</sup>を然<sup>リ</sup>と爲<sup>ス</sup>す。

一、士<sup>ノ</sup>の道<sup>ハ</sup>は義<sup>ヨリ</sup>大<sup>ナル</sup>は莫<sup>シ</sup>し。義<sup>ハ</sup>は勇<sup>ニ</sup>に因<sup>リ</sup>て  
行<sup>ハ</sup>はれ、勇<sup>ハ</sup>は義<sup>ニ</sup>に因<sup>リ</sup>て長<sup>ズ</sup>。

一、士<sup>ノ</sup>の行<sup>ハ</sup>は質實<sup>ニ</sup>にして欺<sup>カ</sup>ざるを以<sup>テ</sup>要<sup>ト</sup>爲<sup>シ</sup>  
巧詐<sup>ニ</sup>にして過<sup>ヲ</sup>を文<sup>ヲ</sup>を以<sup>テ</sup>恥<sup>ト</sup>爲<sup>ス</sup>。光明正  
大<sup>ハ</sup>皆<sup>ハ</sup>是<sup>ヨリ</sup>出<sup>ズ</sup>。

一、人<sup>ハ</sup>古今<sup>ニ</sup>に通<sup>ゼ</sup>ず、聖賢<sup>ヲ</sup>を師<sup>ト</sup>とせざれば、則<sup>チ</sup>鄙  
夫<sup>ノ</sup>のみ、書<sup>ヲ</sup>を讀<sup>ミ</sup>て尙友<sup>ス</sup>るは、君子<sup>ノ</sup>の事<sup>ナリ</sup>。  
一、徳<sup>ヲ</sup>を成<sup>シ</sup>材<sup>ヲ</sup>を達<sup>ス</sup>るには、師恩<sup>ハ</sup>友益<sup>ハ</sup>多<sup>キ</sup>に居<sup>ル</sup>。  
故<sup>ニ</sup>に君子<sup>ハ</sup>は交游<sup>ヲ</sup>を慎<sup>ム</sup>。

一、死<sup>シ</sup>て後<sup>ニ</sup>に已<sup>ム</sup>の四字<sup>ハ</sup>、言簡<sup>ニ</sup>にして義該<sup>ニ</sup>ぬ。  
堅忍果決<sup>ハ</sup>確乎<sup>ト</sup>して拔<sup>ク</sup>べからざるものは、是<sup>レ</sup>  
を舍<sup>テ</sup>きて術<sup>ナ</sup>きなり。

右士規七則、約<sup>シ</sup>て三端<sup>ト</sup>となす。曰<sup>ク</sup>志<sup>ヲ</sup>を立  
てて萬事<sup>ノ</sup>の源<sup>ト</sup>となし、交<sup>ヲ</sup>を擇<sup>ビ</sup>て仁義<sup>ノ</sup>の行<sup>ヲ</sup>を  
輔<sup>ケ</sup>、書<sup>ヲ</sup>を讀<sup>ミ</sup>て聖賢<sup>ノ</sup>の訓<sup>ヲ</sup>を稽<sup>ム</sup>。士<sup>ハ</sup>苟<sup>モ</sup>に此<sup>ニ</sup>  
得<sup>ル</sup>ことあらば、亦<sup>チ</sup>以<sup>テ</sup>成人<sup>ト</sup>と爲<sup>ス</sup>べし。

二十一回猛士手録

## 七則の書かれた由來

士規七則の書かれたのは、安政二年正月と云はれてゐるし、或はもう少しおくれてゐるだらうとも云はれてゐるが、とにかく、これは、松陰が下田踏海に失敗して、捕へられ、江戸から萩の野山獄に送られて、大分氣持ちも落ちついてからのものであらう。その翌年には、外叔の久保氏の依頼で松下村塾記も書いてゐるが、この士規七則は玉木叔父（文之進）の依頼によつたものであつた。文之進の嫡子、彦介が元服の祝にこれを書き與へようとしたものであつた。彦介は天保十二年正月五日生れであつたから、安政二年の正月五日は満十五歳になつてゐたのである。このとき、松陰は二十六歳であつたが、叔父であり、また、先生でもあつた玉木文之進から、何か書き與へてくれよと頼まれてみれば、一文を草せざるをえなかつたのである。

このとき、松陰は彦介の字を撰んで「弘・字は毅甫の説」といふ文章を書いてゐるのである。

叔父玉木先生の令嫡彦介は寅に於ては徒弟たり。書來りて曰く「某の日、吉なり、將に冠せんとす」と。寅乃ち先生に請ふて曰く、「古は冠して字とす。其れ以て之れに字せらるるものありや」と。先生曰く「未

だしなり、汝爲めにこれを撰べ」と。寅、弘、字は毅甫となさんことを請ひ、且つ之れが説を爲りて曰ふ。士は以て弘毅ならざるべからず、任重くして道遠し。惟だ弘のみもつて天下の至重に任すべし。惟だ毅のみ以て天下の至遠を致すべし。之れを萬の健牛の大倉の粟を運ぶに譬ふべし。弘にして毅ならざるものは、鐵牛にして行くべからざるなり。毅にして弘ならざるものは、野牛にして羈ぐべからざるなり。皆飛挽の數に益なきのみ。人眇々の身を以て霄壤の間に生れ、心は天地に通じ、道は古今を貫く。上は君父の大恩を荷ひ、下は師友の重責を負ふ。弘なるもの或は以て毅なくんば、而ち弘にも非ず、以て毅なることなく、毅なるもの或は以て弘なくんば、而ち毅にも非ず。以て弘なることなし。古に曰く、「冠は成人の道なり」と。成人の道、蓋しこれに過ぎざらん。弘、字は毅甫の説をつくる。

つづいて、「毅甫の加冠に贈る」と註した士規七則を書いてゐるのだが、實は、この七則が完成するまでは二三ヶ月のあひだがあつたものと思はれてゐる。それまでに六則（六規）と云はれたこともあつて、松陰も、かなり考へてゐたものらしいのである。そして、未定稿のまま、兄の杉梅太郎に相談したり、玉木叔父の加筆を求めたりして、現在の士規七則ができたのだが、これにも、松陰自筆のものが三種類ばかりあつて、——大同小異ではあるが、——現に萩の藤井家藏本には、註釋のついたものが残つてをる。すなはち、つぎのようなものである。これをみると、松陰がいろいろ考へ、また、推敲してゐたことがわかるのである。

冊子を披繙すれば、嘉言林の如く躍々として人に迫る。顧ふに人讀まず、即讀むとも行はず、苟に讀みて之れを行はば、即ち千萬世と雖も得て盡すべからず。噫復何をか言はむ。然れども知る所あり、言はざる事能はざるは人の至情なり。古人はこれを古に言ひ、今吾これを今に言ふ、亦何ぞ傷らむ。士規七則を作る。然れどもこれ吾が言にあらざるなり。故に聖言賢語、類に觸れて援引し以てその義を證す。

一、凡そ生れて人たれば、宜しく人の禽獸に異なる所以を知るべし、蓋し人には五倫あり、而して君臣父子を尤大なりと爲す、故に人の人たる所以は忠孝を本と爲す。

景子曰く、内は則ち父子、外は則ち君臣、人の大倫なり。

孟子曰く、人の道有るや、飽食煖衣、逸居して教なければ、則ち禽獸に近し。

聖人、これを憂ふる有り。契をして司徒たらしめ、教ふるに人倫を以てす。

父子親あり。君臣義あり。夫婦別あり。長幼序あり。朋友信あり。

(書に曰く、天有典を叙す。我が五典を勅しくして、五つながら傳くせよや。中庸に曰く、君臣なり。父子なり。夫婦なり。兄弟なり。朋友の交なり。五つの者は、天下の達道なり。)

又曰く、人の禽獸に異なる所以の者は、幾んど希なり、庶民はこれを去り、君子はこれを存す。

一、凡そ皇國に生れては、宜しく吾が萬國に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝は萬葉一統にして、邦國の夫、士、世祿位を襲ぐ。人君民を養ひて祖業を續きたまひ、臣民君に忠して父志を繼ぐ。君臣一體忠孝一致なるは、これ吾が萬國に尊き所以なり。

孔子曰く、武王・周公はそれ達孝なるかな。それ孝は善く人の志を繼ぎ、善く人の事を述ぶる者なり。詩に曰く、爾の祖を念ふこと無からんや、聿に、その徳を修む。(漢の田延年曰く、漢の諡を傳ふるたもち、宗廟をして血食せしむるを以てなり。)

一、士の道は義より大なるはなし、義は勇によりて行はれ、勇は義によりて長ず。

曾子曰く、自ら反みて縮からずば、褐寬博と雖も、吾れ憊ざらんや。

自ら反みて縮ければ、千萬人と雖も、吾れ往かん。

孟子曰く、我れ善く吾が浩然の氣を養ふ。その氣たるや至大至剛、直を以て養ふて害することなければ、則ち天地の間に塞がる。その氣たるや、義と道とに配す。これ無ければ餒うるなり。これ集義の生ずる所なり。義襲ひてこれを取るにあらざるなり。行心に慊らざるあれば、則ち餒う。

一、士の行は、質實にして欺かざるを以て要と爲し、巧詐にして過を文るを以て戒と爲す。光明正大皆これより出づ。

孔子曰く、過ちて改めず、これを過と謂ふ。

孟子曰く、古の君子は過てば則ちこれを改む。今の君子は、過てば則ちこれに順ふ。古の君子はその過つや、日月の食の如し、民皆これを見る。その更むるに及んでや、民皆これを仰ぐ。今の君子は豈徒にこれに順ふのみならんや。又従つてこれが辭を爲す。

子貢曰く、君子の過つや、人皆これを見る。更むるや人皆これを仰ぐ。

一、人古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば、則ち鄙夫のみ、書を読みて尙友するは君子の事なり。

一、徳を成し、材を達するには師恩友益多きに居る。故に君子は交る所を慎しむ。

諺に曰く、朱に交れば則ち赤く、墨に交れば則ち黒しと、信なるかな。

曾子曰く、君子は文を以て友を會し、友を以て仁を輔く。

孟子曰く、一郷の善士は斯ち一郷の善士を友とし、一國の善士は斯ち一國の善士を友とし、天下の善士は斯ち天下の善士を友とす。天下の善士を友とするを以て未だ足らずとなし、又古の人を尙論し、その詩を頌し、その書を読むに、その人を知らずして可ならんや。ここを以てその世を論するなり。

これ尙友なり。

一、死して後に已むの四字は、言簡にして義廣し。堅忍果決、確乎として抜くべからざるものは、これを

舍きて術なきなり。(曾子曰く、死して後に已む亦遠からずや。諸葛武侯曰く、鞠躬力を盡し死して後已む。)

孔子曰く、志士仁人は生を求めて以て仁を害する無し、身を殺して以て仁を成すあり。

孟子曰く、生も亦我が欲する所なり、義も亦我が欲する所なり。二者得て兼ぬるべからざれば、生を舍てて義を取る者なり。生も亦我が欲する所、欲する所は生より甚しきものあり、故に苟も得ること爲さざるなり。死も亦我が惡む所、惡む所は死よりも甚しき者あり。故に患も避ざる所あり。

右士規七則、又約して三端となす。曰く、志を立てて萬事の源と爲し、交りを選びて仁義の行を輔け、書を読みて聖賢の訓を稽ふ。士苟にここに得ることあらば、亦以て成人となすべし。

吉田寅次郎藤原矩方撰

右の藤井家藏本は、比較的初期のものらしいが、克明に古典から註釋をとつてゐるのが特色であつて、松陰の云はんとすることも、この解註によつて、はつきりしてくるのである。おそらく、この註釋本のはうが多くの人に喜ばれたであらう。これは藤井家に書き與へた松陰自筆のものだと云はれてゐる。そして、彦介の加冠に際して、松陰は歌を贈つてゐる。

今日よりぞ 幼心おさなこころを打捨てて人となりにし道を踏めかし

かういふ風に、この幼い従弟のために、細心の注意を拂つた。——といふのは、士規七則は少し長過ぎて彦介には、よくわからないかも知れないから——といふので、朱子の小學の講義をしようかとも考へたことがある。しかし、遂に現在の七則となつて残つたものが、彦介のために書き與へたものと云はれてゐるのだが、後ちには、彦介ばかりではなく、松下村塾の一般の塾生に對する教本になり、更に、それが國民的教本にまでなつたのである。

## 本文解説

「士規七則」は讀んで字のように、「士の規制・七條」といふことであつて、武士の倫理的な大綱を述べたものであるが、最初の「冊子を披繙すれば」云々といふのは序説であつて、七則を説くにあたつて、まづ、その理由を瞭かにしたのである。つぎの通りである。

冊子を披繙ひはんすれば、嘉言林の如く、躍々として人に迫る。願ねがふに人讀まず、即讀もとむとも行はず。苟まことに讀みて、これを行はば即ち千萬世と雖も得て盡すべからず。噫復何をか言はん。然りと雖も知る所あり、言はざること能はざるは人の至情なり。古人はこれを古に言ひ、今、吾れこれを今に言ふ。亦詎なんぞ傷らん。士規七則を作る。

この七則を作る精神は本を讀むことと、これを實踐する、——つまり生活化することの必要を説いた。士規七則をつくつたのも要するに、その意味であるといふことを述べてをる。古人が幾度も述べたが、また、「われもこれを今に言ふ」といふのである。なかなか見識をもつた書き出しである。

つぎは七則中の最初の第一則である。

一、凡そ生れて人たれば、宜しく人の禽獸に異る所以を知るべし。蓋し人には五倫あり、而して君臣父子を最大なりとなす。故に人の人たる所以は忠孝を本となす。

この文章を読むと、まづ、松陰は、人間の價値と責任について、呼びかけんとしてゐることがわかる。「人間とは何か」を説かんとしたのである。禽獸と異なるゆゑんを述べ（孟子思想であるが）て、人間の道徳に及んでゐる。即ち五倫（君臣・父子・兄弟・夫婦・朋友）であるが、五倫の中でも、「君臣・父子を最大なりとなす」のである。「故に人の人たるゆゑんは忠孝を本となす」——と人間の原則を示したのである。この頃で来た戦陣訓にも「忠孝一本は我が國道義の精粹にして忠誠の士は又必ず純情の孝子なり」と書いてある。人の人たるゆゑんを力説する第一則の註釋としても立派である。（前掲「藤井本」の註釋参照）

## 第二則

一、凡そ皇國に生れては宜しく吾が宇内に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝は萬葉一統にして、邦國の士夫世祿位を襲ぐ。人君民を養ひて祖業をつぎ給ひ、臣民君に忠して父志をつぐ、君臣一體忠孝一致なるは、唯わが國を然りとなす。

第二則は國體論であるが、國體論とともに、また、日本人としての特徴と倫理の基準を示してゐるのであ

る。戦陣訓の本訓にも「萬世一系の天皇上に在<sup>おほ</sup>し、肇國の皇謨<sup>くわも</sup>を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け……」と云つてゐるのは、この第二則の云はんとするところと全く一致してゐるのである。

松陰の國體論については、ここに重さねて説述することをさけるが、本文の國體觀や、山鹿素行の國體論を一讀すれば、日本の特徴と異國の國情（主として支那のことではあるが）を述べて、日本の皇室と國民の家族的一體を到るところに述べてをるのである。そこで、松陰は「人君民を養ひて祖業をつぎ給ひ、臣民君に忠して父志をつぐ、君臣一體忠孝一致なるは、唯わが國を然りとなす」といふのである。

ここに注意することは、日本には、正しき忠孝は一本であつて、「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」といふことはありえないことを論じたのである。藤井本は結句が「これ吾が萬國に尊き所以なり」とあるが意味は同じである。

第三則に入ると、武士の道である。

一、士の道は義より大<sup>おほ</sup>なるはなし。義は勇によりて行はれ、勇は義によりて長す。

これは、乃木大將が、非常に愛誦したものだと言はれてゐるが、また、乃木大將の生活そのものが、この短い文章に刺戟せられるところが多かつたものであらう。即ち、義と勇の調和である。「義が勇によつて行

はれ、勇が義によつて成長するといふ思想は、戦陣訓の中には「心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし」となつて、正義觀から忠誠と勇氣の生れることを述べてゐる。おそらく松陰の三十年の生涯はこの士道によつて貫かれてゐたのであつた。曾子の「自ら反みて縮ければ、千萬人と雖も吾れ往かん」である。

第四則は光明正大である。

一、士の行は質實にして欺かざるをもつて要となし、巧詐にして過を文るを以て恥となす。光明正大皆これより出づ。

第三則に、義と勇を説いたから、第四則の光明正大は、前則をうけての連続であるともよいのである。同じく武士の心構へであり、心的生活の態度を示したものである。「質實でなくてはならない」「過ちを文つてはならない」——そこに光明正大な生活があるといふのである。孔子曰く、「過ちて改めず、これを過とす」(藤井本参照)

第五則は前則とは方向をかへて、教養について語つてゐる。

一、人古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば、則ち鄙夫のみ、書を読みて尙友するは君子の事なり。

「古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば鄙夫」とし、「書を読みて尙友するは君子」——と、この兩者を對

比して、讀書の必要を力説してゐるのである。この注意は、もちろん誰にも必要なことだが、青少年時代には、殊にこのことは必要である。わざわざ松陰が、七則の中に、この一項を加へたのはそのためであらう。尙友とは、古人を友とする意味である。

#### 第六則

一、徳を成し材を達するには、師恩友益多きに居る。故に君子は交游を慎む。

第三則と四則が心的教養として連続したものであつたように、第五則と六則は一聯の内容をもつ教訓である。古今の書を読んで教養を高めると同時に、交游を慎むのである。益友を求め、益師を求めることであるが、これは松陰は非常にやつた。旅行するときは、いつも益師益友を求めて歩いたのである。そして松下村塾そのものが、益師益友の集團であつた。そして、そういう人間の集團によつて、交游によつて人間の徳性がみがかれることを教へたのである。「朱に交はれば則ち赤し」(古諺) ここでも松陰は尙友の必要を説いてゐる。(藤井本参照)

さて、最後の第七則であるが、これは武士の不斷の覺悟を、かくあるべしとしたのである。

一、死して後已む(死而後已)の四字、言簡にして義該ぬ、堅忍果決確乎として抜くべからざるものは是れを舍きて術なきなり。

「死而後已」といふのは曾子の言葉だが、別の場所ではしばしば説いたように、山鹿素行には「死節」といふことがあつて、武士の日常生活は不斷の死である。——といふことが山鹿學の死生觀であつて、吉田松陰は、また、その繼承者であつた。だから、ここには、その死生觀を述べてゐるのである。「死而後已」の四字は言葉としては簡短だが、意義は廣い。「該ぬ」は、はじめ「廣し」となつてゐる松陰自筆本もある。西郷南洲は「命も名譽もいらぬものは一番おそろしい」と云つたといふが、「堅忍果決確乎として抜くべからざるもの」とは、そのことである。

この第七則は前六則の總結であつて、また、第一則と第二則の人間として、また日本人としての日常生活に結論を與へたものと云へるのである。

つぎに、七則の結語を書いてをる。

右士規七則、約して三端となす。曰く志を立てて萬事の源となし、交を擇びて仁義の行を輔け、書を讀みて聖賢の訓を稽ふ。士苟にここに得ることあらば、亦以て成人となすべし。

二十一回猛士手録

以上、士規七則を三則に要約することができるとて、立志・交友・讀書によつて、仁義の行ひをなし、聖賢の訓を考へることによつて、武士の徳性を養へば、成人（一人前の人間）と云へよう——といふのである。

二十一回猛士は云ふまでもなく、松陰の別號である。これについては「松陰の書いた二十一回猛士の説」と「續二十一回猛士説」（本文掲載）を讀めばよくわかる。

以上のように、この士規七則は、従弟、彦介の元服のとき、かれをばげますために書いたものであつたが後には、松下村塾の塾生をばげまし、また、他の人にも書き與へたようなこともあつたのだから、松陰の教育的七綱領であつたとも云へるのである。

留  
魂  
錄

## 留魂録

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

十月念五日

二十一回 猛士

一、余去年已來心蹟百變、擧げて數へ難し。就中、趙の貫高を希ひ、楚の屈平を仰ぐ、諸知友の知る所なり。故に子遠が送別の句に「燕趙多士一貫高。荆楚深憂只屈平」と云ふも此の事なり。然るに五月十一日關東の行を聞きしよりは、又一の誠字に工夫を付けたリ。時に子遠死字を贈る。余是れを用ひず、一白綿布を求めて、孟子の「至誠にして動かざる者は未だ之れ有らざるなり」の一句を書し、手巾へ縫ひ付け携へて江戸に來り、是れを評定所に留め置きしも吾が志を表するなり。去年來の事、恐れ多くも天朝・幕府の間・誠意相孚せざる所なり。天苟も吾が區々の悃誠を諒し給はば、幕吏必ず吾が説を是とせんと志を立てたれども、蚊蝨山を負ふの喩、終に事をなすこと能はず、今日に至る。亦吾が徳の菲薄なるによれば、今將た誰れをか尤め且つ怨まんや。

一、七月九日、初めて評定所呼出しあり、三奉行出座、尋鞠の件兩條あり。一に曰く、梅田源次郎長門下向

の節、面會したる由、何の密議をなせしや。二に曰く、御所内に落文あり、其の手跡汝に似たりと、源次郎其の外申立つる者あり、覺ありや。此の二條のみ。夫れ梅田は素より奸骨あれば、余與に志を語ることを欲せざる所なり。何の密議をなさんや。吾が性公明正大なる事を好む、豈に落文などの隠味の事をなさんや。余、是に於て六年間幽囚中の苦心する所を陳じ、終に大原公の西下を請ひ、鯖江侯を要する等の事を自首す。鯖江侯の事に因りて終に下獄とはなれり。

一、吾が性激烈怒罵に短し、務めて時勢に従ひ、人情に適するを主とす。是を以て吏に對し 幕府違勅の已むを得ざるを陳じ、然る後當今適當の處置に及ぶ。其の説常に講究する所にして、具さに對策に載するが如し。是を以て幕吏と雖も甚だ怒罵すること能はず、直に曰く、「汝陳白する所悉く當とも思はれず且つ卑賤の身にして國家の大事を議すること不届なり」。余亦深く抗せず、「是を以て罪を獲るは萬々辭せざる所なり」と云ひて已みぬ。幕府の三尺、布衣、國を憂ふことを許さず。其の是非、吾れ曾て辯争せざるなり。聞く、薩の目下部以三次は對吏の日、當今政治の缺失を歴詆して、「是くの如くにては往先三五年の無事も保し難し」と云ひて、鞠吏を激怒せしめ、乃ち曰く「是を以て死罪を得ると雖も悔いざるなり」と。是れ吾れの及ばざる所なり。子遠の死を以て吾れに責むるも亦此の意なるべし。唐の段秀實、郭曦に於ては彼れが如くの誠悃、朱泚に於ては彼れが如くの激烈、然らば則ち英雄自ら時措の宜しきあり。要は内に省みて

疚しからざるにあり。抑々亦人を知り機を見ることを尊ぶ。吾れの得失、當に蓋棺の後を待ちて議すべきのみ。

一、此の回の口書甚だ草々なり。七月九日一通り申立てたる後、九月五日、十月五日、兩度の呼出しも差たる鞠問もなくして、十月十六日に至り、口書讀聞せありて、直ちに書判せよとの事なり。余が苦心せし墨使應接、航海雄略等の論、一も書載せず。唯だ數個所開港の事を程克く申述べて、國力充實の後、御打拂ひ然るべくなど、吾が心にも非ざる迂腐の論を書付けて口書とす。吾れ言ひて益なきを知る、故に敢へて云はず。不満の甚しきなり。甲寅の歲、航海一條の口書に比する時は雲泥の遠と云ふべし。

一、七月九日、一通り大原公の事、鯖江要駕の事等申立てたり。初め意へらく、是れ等の事、幕にも已に陳知すべければ、明白に申立てたる方却つて宜しきなりと。已にして逐一口を開きしに、幕にて一圓知らざるに似たり。因つて意へらく、幕にて知らぬ所を強ひて申立て多人數に株連蔓延せば、善類を傷ふこと少なからず、毛を吹いて瘡を求むるに齊しと。是に於て鯖江要擊の事も要諫とは云ひ替へたり。又京師往來諸友の姓名、連判諸氏の姓名等成るべき丈けは隠して具白せず、是れ吾れ後起人の爲めにする區々の婆心なり。而して幕裁果して吾れ一人を罰して、一人も他に連及なきは實に大慶と云ふべし。同志の諸友深く考思せよ。

一、要諫一條に付き、事遂げざる時は鯖侯と刺違へて死し、警衛の者要蔽する時は切拂ふべきとの事、實に

吾が云はざる所なり。然るに三奉行強ひて書載して誣服せしめんと欲す。誣服は吾れ肯へて受けんや。是を以て十六日書判の席に臨みて、石谷・池田の兩奉行と大いに争辯す。吾れ肯へて一死を惜しまんや、兩奉行の權詐に伏せざるなり。是れより先き九月五日、十月五日兩度の吟味に、吟味役まで具さに申立てたるに、死を決して要諫す、必ずしも刺違へ、切拂ひ等の策あるに非ず。吟味役具さに是れを諾して、而も且つ口書に書載するは權詐に非ずや。然れども事已に爰に至れば、刺違へ、切拂ひの兩事を受けざるは却つて激烈を缺き、同志の諸友亦惜しむなるべし。吾れと雖も亦惜しまざるに非ず、然れども反復是れを思へば、成仁の一死、區々一言の得失に非ず。今日義卿奸權の爲めに死す、天地神明照鑑上にあり、何惜しむことかあらん。一、吾れ此の回初め素より生を謀らず、又死を必せず。唯だ誠の通塞を以て天命の自然に委したるなり。七月九日に至りては略ぼ一死を期す。故に其の詩に云ふ、「繼盛唯當甘三市戮。倉公寧復望三生還」と。其の後九月五日、十月五日、吟味の寛容なるに欺かれ、又必生を期す、亦頗る慶幸の心あり。此の心吾れ此の身を惜しむ爲めに發するに非ず。抑々故あり。去臘大晦、朝議已に幕府に貸す。今春三月五日、吾が公の駕已に萩府を發す。吾が策是に於て盡き果てたれば、死を求むること極めて急なり。六月の末江戸に来るに及んで、夷人の情態を見聞し、七月九日獄に來り、天下の形勢を考察し、神國の事猶ほなすべきものあるを悟り、初めて生を幸とするの念勃々たり。吾れ若し死せずんば勃々たるもの決して汨沒せざるなり。然れども

十六日の口書、三奉行の權詐、吾れを死地に措かんとするを知りてより更に生を幸ふの心なし。是れ亦平生學問の得力然るなり。

一、今日死を決するの安心は四時の順環に於て得る所あり。蓋し彼の禾稼を見るに、春種し、夏苗し、秋刈り、冬藏す。秋冬に至れば人皆其の歳功の成るを悦び、酒を造り醴を爲り、村野歡聲あり。未だ曾て西成に臨んで歳功の終るを哀しむものを聞かず。吾れ行年三十、一事成ることなくして死して禾稼の未だ秀でず實らざるに似たれば惜しむべきに似たり。然れども義卿の身を以て云へば、是れ亦秀實の時なり、何ぞ必ずしも哀しまん。何となれば人壽は定りなく、禾稼の必ず四時を経る如きに非ず。十歳にして死する者は十歳中自ら四時あり。二十は自ら二十の四時あり。三十は自ら三十の四時あり。五十、百は自ら五十、百の四時あり。十歳を以て短しとするは蠅蚋をして靈椿たらしめんと欲するなり。百歳を以て長しとするは靈椿をして蠅蚋たらしめんと欲するなり。齊しく命に達せずとす。義卿三十、四時已に備はる、亦秀で亦實る、其の税たるも其の粟たるも吾が知る所に非ず。若し同志の士其の微衷を憐み繼紹の人あらば、乃ち後來の種子未だ絶えず、自ら禾稼の有年に恥ぢざるなり。同志其れ是れを考思せよ。

一、東口揚屋に居る水戸の郷士堀江克之助、余未だ一面なしと雖も眞に知己なり、眞に益友なり。余に謂つて曰く、「昔、矢部駿州は桑名侯へ御預けの日より絶食して敵讐を詛ひて死し、果して敵讐を退けたり。今

足下も自ら一死を期するからは祈念を籠めて内外の敵を拂はれよ、一心を残り置き給はれよ」と丁寧告戒せり。吾れ誠に此の言に感服す。又鮎澤伊大夫は水藩の士にして堀江と同居す。余に告げて曰く、「今足下の御沙汰も未だ測られず、小子は海外に赴けば、天下の事總べて天命に付せんのみ、但し天下の益となるべき事は同志に托し後輩に残し度きことなり」と。此の言大いに吾が志を得たり。吾れの祈念を籠むる所は同志の士甲斐々々しく吾が志を繼紹して尊攘の大功を建てよかしなり。吾れ死すとも堀・鮎二子の如きは海外に在りとも獄中に在りとも、吾が同志たらん者願はくは交を結べかし。又本所龜澤町に山口三輪と云ふ醫者あり。義を好む人と見えて、堀・鮎二子の事など外間に在りて大いに周旋せり。尤も及ぶべからざるは、未だ一面もなき小林民部の事二子より申し遣はしたれば、小林の爲めにも亦大いに周旋せり。此の人想ふに不凡ならん、且つ三子への通路は此の三輪老に托すべし。

一、堀江常に神道を崇め、天皇を尊び、大道を天下に明白にし、異端邪説を排せんと欲す。謂へらく、天朝より教書を開板して天下に頒示するに如かずと。余謂へらく、教書を開板するに一策なかるべからず。京師に於て大學校を興し、上天朝の御學風を天下に示し、又天下の奇材異能を京師に貢し、然る後天下古今の正論確議を輯集して書となし、天朝御教習の餘を天下に分つ時は、天下の人心自ら一定すべしと。因つて平生子遠と密議する所の尊攘堂の議と合せ堀江に謀り、是れを子遠に任ずることに決す。子遠若し能く同志と謀

り、内外志を協へ、此の事をして少しく端緒あらしめば、吾れの志とする所も亦荒せずと云ふべし。去年勅諭繪旨等の事一跌すと雖も、尊皇攘夷苟も已むべきに非ざれば、又善術を設け前緒を繼紹せずんばあるべからず。京師學校の論亦奇ならずや。

一、小林民部云ふ、京師の學習院は定日ありて百姓町人に至るまで出席して講釋を聽聞することを許さる。講日には公卿方出座にて、講師菅家・清家及び地下の儒者相混するなり。然らば此の基に因りて更に斟酌を加へば幾等も妙策あるべし。又懷徳堂には、靈元上皇宸筆の勅額あり、此の基に因り、更に一堂を興すも亦妙なりと小林云へり。小林は鷹司家の諸太夫にて、此の度遠島の罪科に處せらる。京師諸人中罪責極めて重し。其の人多材多藝、唯だ文學に深からず、處事の才ある人と見ゆ。西奥揚屋にて余と同居す、後東口に移る。京師にて吉田の鈴鹿石州・同筑州別して知己の由。亦山口三輪も小林の爲めに大いに周旋したれば、鈴鹿か山口かの手を以て海外までも吾が同志の士通信をなすべし。京師の事に就いては後來必ず力を得る所あらん。

一、讃岐の高松の藩士、長谷川宗右衛門、年來主君を諫め、宗藩水家と親睦の事に付きて苦心せし人なり、東奥揚屋にあり。其の子速水、余と西奥に同居す。此の父子の罪科如何、未だ知るべからず。同志の諸友切に記念せよ、予初めて長谷川翁を一見せしとき、獄吏左右に林立す、法、隻語を交ふることを得ず。翁獨語す

るものの如くして曰く、「寧ろ玉となりて碎くるとも、瓦となりて全かるなかれ」と。吾れ甚だ其の意に感ず。同志其れ之を察せよ。

一、右數條、余徒らに書するに非ず。天下の事を成すは天下有志の士と志を通ずるに非ざれば得ず。而して右數人、余此の回新<sup>まひ</sup>たに得る所の人なるを以て、是れを同志に告示するなり。又勝野保三郎早や已に出牢す、就きて其の詳を問知すべし。勝野の父豊作今潜伏すと雖も有志の士と聞けり、他日事平ぐを待ちて物色すべし。今日の事、同志の諸士、戦敗の餘、傷殘の同志を問訊<sup>もんけん</sup>する如くすべし。一敗乃ち挫折する、豈に勇士の事ならんや。切に囑す、切に囑す。

一、越前の橋本左内、二十六歳にして誅せらる、實に十月七日なり。左内東奥に坐する五六日のみ。勝保同居せり。後、勝保西奥に來り予と同居す。予、勝保の談を聞きて益々左内と半面なきを嘆す。左内幽囚邸居中、資治通鑑を読み、註を作り漢紀を終る。又獄中教學工作等の事を論ぜし由、勝保予が爲めに是れを語る。獄の論大いに吾が意を得たり。予益々左内を起して一議を發せんことを思ふ。嗟夫<sup>ああ</sup>

一、清狂の護國論及び吟稿、口羽の詩稿、天下同志の士に寄示したし。故に余是れを水人鮎澤伊太夫に贈ることを許す。同志其れ吾れに代りて此の言を踐<sup>つ</sup>まば幸甚なり。

一、同志諸友の内、小田村・中谷・久保・久坂・子遠兄弟等の事、鮎澤・堀江・長谷川・小林・勝野等へ告

知し置きぬ。村塾の事、須佐・阿月等の事も告げ置けり。飯田・尾寺・高杉及び利輔の事も諸人に告げ置きしなり。是れ皆吾が苟も是れをなすに非ず。

かきつけ終りて後

心なることの種々<sup>くさくさ</sup>かき置きぬ思ひ殘せることなかりけり

呼びだしの聲まつ外に今の世に待つべき事のなかりけるかな

討たれたる吾れをあはれと見ん人は君を崇めて夷<sup>あひす</sup>拂へよ

愚かなる吾れをも友とめづ人はわがとも友<sup>とも</sup>とめでよ人々

七たびも生きかへりつつ夷をぞ攘<sup>はら</sup>はんこころ吾れ忘れぬや。

十月二十六日黄昏書す

二十一回猛士

書新化文生學

— 301 —

印 檢

行素鹿山と陰松田吉

昭和十六年十月二十日印刷  
昭和十六年十月二十五日發行

著 者 竹 内 尉

發行者 鮎 貝 秀 三 郎  
東京市神田區美土代町一番地

印刷所 萩 原 印 刷 所  
東京市牛込區山吹町一九八  
萩 原 芳 雄

發 行 所 株式會社 健 文 社  
東京市神田區美土代町一番地

振替東京四八九〇四番  
電話神田(25)一六六五番

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地  
日本出版配給株式會社

定價壹圓 送料九錢 會員登錄番號 一〇五九〇六番

### 「健文社學生寶庫」發刊趣意

今や我國は、外には大東亞共榮圈確立の聖戰に邁進し、内には新體制整備の大業に盡瘁しつつある。此の聖戰終極の目的を達成し、高度國防を完遂するには、不撓不屈なる意志、着實勤勉なる性格、頑健強靱なる身體を、加之に深遠なる科學的素養とがなければならぬ。而してこれこそ次代を荷ふべき青年學徒に課せられたる一大責務である。本社は多年學生生徒の爲め學習參考書を提供して些か出版報國の使命を果し來つたが、今亦新に學生寶庫を發刊して萬民翼贊の光輝ある使命に參し併せて皇紀二千六百年奉祝の微忱を表せんとする。本寶庫は修身・公民・國語・漢文・英語・數學・歴史・地理・博物・物理・化學・讀物の十二部より成る。その趣旨とする所は、決して從來のその如き教科書の從屬的位置に甘んずるものではない。新體制下に於ける社會萬般の新事態に即應するの修養と學習とを兼備ふるものである。従つて常に教科書と密接不離の連繫を保つてゐる。故に學校に在つては副教科書となり、家庭に在つては學習指導者たるの權威がある。其の執筆者は現在各方面に於ける權威者を網羅し、其の説く所極めて明快懇切、其の内容又精緻なることは贅するの要がない。殊に讀物の部を設けて斯界に先鞭をつけると共に從來閑却視されし情操の陶冶に資し、健實にして教育的なる讀物を提供するは本寶庫の誇とする所である。ここに發刊に際し平素の所懐を述べ博く江湖に問ふ所以である。

皇紀二千六百年菊花薫る明治節

鮎 貝 秀 三 郎

終

